

(懲役処分等)

第8条 会社は、(禁止事項)第6条の規定に違反した従業員に対し、就業規則に従い懲戒処分等を行うことができる。法令違反を行った役員に対しては、厳正な処分を課すものとする。

(免責の制限)

第9条 役員・従業員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意志がなかったこと
- (3) 他の従業員の指示・教唆により行ったこと
- (4) 会社の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第10条 役員・従業員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ役員または当人直属の上司に相談しなければならない。

(コンプライアンス研修)

第11条 会社は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

付 則

この規定は、2024（令和6）年7月1日より実施する。

宣言日 : 令和 6 年 7 月 1 日

株式会社 産 経 開 発
代表取締役 青 田 健 正
